

「認定の基準」についての分野別指針  
ー風力発電システム：ウィンドファームー

JAB PD366:2016D4

第1版：2016年 mm 月 dd 日

公益財団法人日本適合性認定協会

## 目次

0. 序文.....	3
1. 適用範囲.....	3
2. 引用文書.....	4
3. 用語と定義.....	4
4. 一般要求事項.....	5
4.1. 法的及び契約上の事項.....	5
4.2. 公平性のマネジメント.....	5
4.3. 債務及び財務.....	5
4.4 非差別的条件.....	5
4.5 機密保持.....	5
4.6 情報の公開.....	5
5. 組織運営機構に関する要求事項.....	5
6 資源に関する要求事項.....	5
6.1 認証機関の要員.....	5
6.2 評価のための資源.....	6
7 プロセス要求事項.....	6
7.1 一般.....	6
7.2 申請.....	6
7.3 申請のレビュー.....	6
7.4 評価.....	6
7.5 評価結果のレビュー.....	7
7.6 認証の決定.....	7
7.7 認証文書.....	7
7.8 認証された製品の登録簿.....	7
7.9 サーベイランス.....	7
7.10 認証に影響を与える変更.....	7
7.11 認証の終了，範囲の縮小，一時停止又は取消し.....	7
7.12 記録.....	7
7.13 苦情及び異議申立て.....	7
8 マネジメントシステム要求事項.....	7

「認定の基準」についての分野別指針  
－風力発電システム：ウィンドファーム－

## 0. 序文

本文書は、風力発電システムを認証する、JIS Q 17065:2012(ISO/IEC 17065IDT、以下「JIS Q 17065」という)で認定される製品認証機関（以下、「認証機関」という）に適用する指針である。

備考：末尾の【 】内に、関連する文書とその項番号を示す。

## 1. 適用範囲

1.1 本指針は、風力発電製品の内、風車の認証を行う認証機関(以下、「認証機関」という)に適用する。

### 1.2 認証対象製品

ウィンドファーム(サイト(場所)に建設される風車)とする。

#### 1.2.1 風車の出力

出力 500 キロワット以上とする。

#### 1.2.2 風車の大きさ

小形風車を除く風車とする。なお、小形風車とはロータ受風面積が 200m<sup>2</sup>未満の風車とする。水平軸風車の場合は、ロータ直径 16m 以下に相当する。【PD362 1.2 項】

## 1.3 認証基準

### 1.3.1 評価方法

以下の文書により規定される手法とする。

- JIS C 1400-22 (IEC 61400-22 IDT)
- 一般社団法人日本電機工業会「風力発電のサイト適合性評価手法」

### 1.3.2 適合基準

- JIS C 1400-1 (IEC 61400-1 IDT)
- JIS C 1400-3 (IEC 61400-3 IDT)
- 平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 53 号「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」
- 20140328 商局第 1 号「発電用風力設備の技術基準の解釈について」

## 1.4 製品認証スキームのタイプ

1a とする。【PD200 付表 2】

## 2. 引用文書

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト ([www.jab.or.jp](http://www.jab.or.jp)) で閲覧及びダウンロード可能である。

### 2.1 引用文書

- a) JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065 IDT) 適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項 (以下、JIS Q 17065)
- b) JIS C 1400-22 (IEC 61400-22 IDT) 風車－第 22 部：風車の適合性試験及び認証 (以下、JIS C 1400-22)
- c) 一般社団法人日本電機工業会「風力発電のサイト適合性評価手法」(以下、サイト評価手法)
- d) JIS C 1400-1(IEC 61400-1 IDT) 風車－第 1 部：設計要件
- e) JIS C 1400-3 (IEC 61400-3 IDT) 風車－第 3 部：洋上風車の設計要件
- f) 平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 53 号「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」
- g) 20140328 商局第 1 号「発電用風力設備の技術基準の解釈について」
- h) JAB PD200 製品認証機関の認定の手順
- i) JAB PD362 「認定の基準」についての分野別指針－風力発電製品：型式認証－
- j) International Classification for Standards(ICS) (以下、ICS コード)

備考 ICS コードは ISO から発行されており、ISO ウェブサイト([www.iso.org](http://www.iso.org))で閲覧及びダウンロード可能である。

## 3. 用語と定義

### 3.1 サイト条件評価：

JIS C 1400-22 9.2 項による。

### 3.3 設計基準評価：

JIS C 1400-22 9.3 項による。

### 3.4 全体荷重解析：

JIS C 1400-22 9.4 項による。

### 3.5 特定サイト向け風車 (RNA) 設計評価：

ガイドライン 9.5 項による。

### 3.6 特定サイト向け支持構造物設計評価：

ガイドライン 9.6 項による。

その他、JIS C 1400-22 3 項による。

#### 4. 一般要求事項

##### 4.1. 法的及び契約上の事項

###### 4.1.1 法的責任

JIS Q 17065 4.1.1 項による。

###### 4.1.2 認証の合意

認証機関は、7.9 項で規定する臨時のサーベイランスについて申請者と合意する。

###### 4.1.3 ライセンス、認証書及び適合マークの使用

JIS Q 17065 4.1.1 項による。なお、適合マークは使用しないことから、適合マークの管理は不要である。

##### 4.2. 公平性のマネジメント

JIS Q 17065 4.2 項による。

##### 4.3. 債務及び財務

JIS Q 17065 4.3 項による。

##### 4.4 非差別的条件

JIS Q 17065 4.4 項による。

##### 4.5 機密保持

JIS Q 17065 4.5 項による。

##### 4.6 情報の公開

JIS Q 17065 4.6 項による。

#### 5. 組織運営機構に関する要求事項

JIS Q 17065 5 項による。

#### 6 資源に関する要求事項

##### 6.1 認証機関の要員

評価要員は 7.4 項に規定する評価を実施できる知識及び経験、審査の技能を有すること。なお、審査においては、当該知識及び経験を審査チームとして満たしてもよい。評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していることが望ま

しい。認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証基準、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していることが望ましい。なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。

## 6.2 評価のための資源

JIS Q 17065 6.2 項による。

## 7 プロセス要求事項

### 7.1 一般

JIS Q 17065 7.1 項による。

### 7.2 申請

JIS Q 17065 7.2 項による。

### 7.3 申請のレビュー

JIS Q 17065 7.3 項による。

### 7.4 評価

#### 7.4.1 サイト条件評価

認証機関は、サイトの風条件、雷条件、それ以外の環境条件、地質条件、地震条件の評価が適切に実施されているかを確認する。【JIS C 1400-22 9.2】【サイト評価手法】

#### 7.4.2 設計基準評価

認証機関は、設計基準が適正に文書化され、安全な設計のために十分かを確認する。【JIS C 1400-22 9.3】【サイト評価手法】

#### 7.4.3 全体荷重解析

認証機関は、外部条件並びに風車の運転及び故障に伴い発生する荷重の組み合わせが適切に解析されているかを確認する。【JIS C 1400-22 9.4】【サイト評価手法】

#### 7.4.4 特定サイト向け風車（RNA）設計評価

認証機関は、風車（RNA）の設計が特定サイトに固有な条件に適合しているかについて評価する。【JIS C 1400-22 9.5】【サイト評価手法】

#### 7.4.5 特定サイト向け支持構造物設計評価

認証機関は、風車の支持構造物の設計が特定サイトに固有な条件に適合しているかについて評価をする。【JIS C 1400-22 9.6】【サイト評価手法】

#### 7.4.6 評価報告書

認証機関は、評価したサイトごとに評価報告書を作成しなければならない。【JIS C

**1400-22 8.9】【サイト評価手法】****7.5 評価結果のレビュー**

認証機関は、評価したサイトごとに評価結果をレビューする。

**7.6 認証の決定**

JIS Q 17065 7.6 項による。

**7.7 認証文書**

認証された製品の ICS コードは 27.180 風力発電エネルギーシステムとする。その他、サイト評価手法 12.3 項による。

**7.8 認証された製品の登録簿**

認証機関は、認証したウインドファームの風車型式、設置基数、定格出力、所在地を公表する。

**7.9 サーベイランス**

定期的なサーベイランスの実施は不要である。ただし、初めて設置された風車の場合及び認証したウインドファームについて認証に関わる問題が発生した場合、若しくは発生することが予想される場合の臨時的サーベイランスを行うための手順が必要である。

**7.10 認証に影響を与える変更**

JIS Q 17065 7.3 項による。

**7.11 認証の終了，範囲の縮小，一時停止又は取消し**

JIS Q 17065 7.11 項による。

**7.12 記録**

JIS Q 17065 7.12 項による。

**7.13 苦情及び異議申立て**

JIS Q 17065 7.13 項による。

**8 マネジメントシステム要求事項**

JIS Q 17065 8 項による。

## 改定履歴（公開文書用）

版番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2016-mm-dd	プログラム マネジャー (製品)	製品技術委 員会



DRAFT

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1  
五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。